

# 独立監査人の監査報告書

平成 30 年 5 月 30 日

学校法人 あげぼの幼稚園  
理事会 御中

山根朋洋公認会計士事務所

公認会計士

山根朋洋



私は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に準じた監査報告を行うため、学校法人あげぼの幼稚園の平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の計算書類、すなわち、資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む。)、事業活動収支計算書、貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。)、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠して、学校法人あげぼの幼稚園の平成30年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

1. 監査期日 平成30年5月24日
2. 監査場所 学校法人あけぼの幼稚園事務所

### 3. 監査対象

- (1) 学校法人の平成29年度の財産の状況

平成29年度の計算書類

- ①資金収支計算書
- ②事業活動収支計算書
- ③貸借対照表、固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表
- ④財産目録

- (2) 理事の業務執行の状況について

### 4. 監査結果

学校法人の財産の状況に関しては、関連帳簿等との照合、預金等の残高証明書等との照合さらに必要と認められた重要な取引については関連証憑を閲覧しました。その結果、平成29年度の計算書類は学校法人会計基準に従い適正かつ正確に作成されていると認めました。

理事の業務執行に関する資料閲覧並びに理事長から学校法人の状況についての説明を受けました。その結果、理事の業務執行は良好であると認めました。

平成30年5月24日

学校法人 あけぼの幼稚園

監事 山久保子 

監事 小田朗 